

令和 7 年度坂城町障がい者就労施設等からの物品等調達方針

令和 7 年 4 月 1 日 作成

第 1 趣旨

この方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成 24 年法律第 50 号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第 9 条第 1 項の規定により、本町における障がい者就労施設等からの物品又は役務（以下「物品等」という。）の調達の推進に関し必要な事項を定めるものとする。

第 2 用語の定義

この方針において使用する用語は、障害者優先調達推進法で使用する用語の例による。

第 3 適用範囲

この方針の適用範囲は、本町の全部署（出先機関を含む。）が発注する物品等の調達とする。

第 4 調達の対象となる障がい者就労施設等

この方針による調達の対象となる障がい者就労施設等は、別表 1 のとおりとする。

第 5 調達の対象品目

この方針による調達の対象となる物品等の品目は、別表 2 のとおりとする。

第 6 調達の推進方法

- (1) 町は、障がい者就労施設等からの物品等調達方針を毎年度作成し、調達実績や調達予定を勘案の上、年度ごとに調達目標を設定する。
- (2) 福祉健康課は、障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進に資するため、調達可能な物品等の情報を収集し、各部署に提供するものとする。
- (3) 各部署においては、発注可能な物品等を十分検討し、地方自治法施行令及び町財務規則に定める随意契約も活用して、可能な限り障がい者就労施設等への発注に努めるものとする。
- (4) 発注にあたっては、町内又は千曲・坂城地域自立支援協議会管内若しくは町内の障がい者等が利用する障がい者就労施設等への優先発注に配慮するものとする。

第 7 調達方針及び調達実績の公表

- (1) 町は、調達方針を作成し、又は見直したときは、町ホームページ等で速やかに公表する。
- (2) 町は、当年度の調達実績を翌年度 5 月末までに取りまとめ、町ホームページ等で公表する。

第 8 調達目標

- (1) 430,000 円
- (2) 各部署は、障がい者就労施設等からの前年度調達実績を上回る調達を目標とする。

第 9 事務の所管

この方針に関する事務は、福祉健康課が行う。

別表 1（第 4 関係）

(1)障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）に基づく事業所、施設等		
	就労移行支援事業所	障害者総合支援法第 5 条第 13 項に規定され、一般企業等への就労を希望する人に、一定期間就労に必要な知能及び能力の向上のために必要な支援を行う事業所。
	就労継続支援事業所 〈A 型・B 型〉	障害者総合支援法第 5 条第 14 項に規定され、一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知能及び能力の向上のために必要な訓練を行う事業所。
	生活介護事業所	障害者総合支援法第 5 条第 7 項に規定され、常に介護を必要とする人に、昼間の入浴・排泄・食事の介助等を行うとともに、創作活動又は生産活動の機会を提供する事業所。
	障がい者支援施設	障害者総合支援法第 5 条第 11 項に規定する障がい者支援施設（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る。）
	地域活動支援センター	障害者総合支援法第 5 条第 25 項に規定され、創作活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う事業所。
	小規模作業所	障害者基本法第 2 条第 1 項に規定する障がい者の地域社会における作業活動の場として同法第 18 条第 3 項の規定により必要な費用の助成を受けている施設。
(2)障がい者を多数雇用している企業		
	特例子会社	障がい者の雇用に特例の配慮をし、雇用される障がい者の割合が一定の基準を満たすものとして厚生労働大臣の認定を受けた会社。
	重度障がい者多数雇用事業所	障がい者の雇用者数が 5 人以上、又は障がい者の割合が従業員の 20% 以上、若しくは雇用障がい者の割合に占める重度身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者の割合が 30%以上の要件に該当する事業所。
(3)障害者雇用促進法に基づく在宅就業障がい者等		
	在宅就業障がい者	自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障がい者。
	在宅就業支援団体	在宅就業障がい者に対する援助の業務を行う団体
(4)共同受注窓口		受注内容に対応可能な複数の障がい福祉サービス事業にあって旋・仲介する業務を行う団体等

別表 2（第 5 関係）

	品 目	具 体 例
物 品	事務用品・書籍	筆記具、事務用品、用紙、封筒、ゴム印、書籍 など
	食料品・飲料	パン、弁当、おにぎり、麺類、米、野菜、お茶 など
	小物雑貨	衣服、装飾具、木工品、各種記念品、花苗、 など
	その他の物品	机、テーブル、いす、キャビネット、ロッカー、寝具、器物台、プランター、車いす、杖、点字ブロック など上記以外の物品
役 務 (サ ー ビ ス)	印刷	ポスター、チラシ、報告書・冊子、名刺等の印刷 など
	クリーニング	クリーニング、リネンサプライ など
	清掃・施設管理	清掃、除草作業、駐車場管理 など
	情報処理	ホームページ作成、データ入力、テープ起し など
	飲食店の経営	売店、レストラン、喫茶店 など
	その他のサービス・役務	仕分け・発送、袋詰・包装・梱包、洗浄、解体、印刷物折り、おしぼり類折り、筆耕、文書廃棄(シュレッダー)、資源回収・分別 など上記以外のサービス